

財務省告示第四百十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成十八年十月十日に発行した割引短期国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日  
財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百十回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治  
三十九年法律第六号）第五条第  
一項  
三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。）の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第 非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法 各申込みのうち応募価格の高い  
入札発行競争の  
もの中からその応募額を順次割り  
当てる。

十一 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金					七 イ 払 込 金 額					六 イ 発 行 額					口								
		行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	イ 払 込 金 額	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争		イ 発 行 額	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	
平成十八年十月十日	振替法の規定による最低額の面金	千円					千円	十兆八千四百二十億二千四百						千円	億面金額で千六百二十一億円	額								込み の 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 の 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 各 申 込

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口			イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競争	者・第	特別参加	国債市場	入札発競争
平成十八年十月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期限は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十九年四月十日	十銭五厘百円につき九十九円八				十銭五厘百円につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八